

平成31年4月

## 部活動に係る活動方針（部活動ガイドライン）

宮城県第二工業高等学校

県教育委員会が策定した「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引」(平成30年3月)に基づき、本校部活動の活動方針を以下の通りに定める。

- 1 本校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に関心を持つ同好の生徒が自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 2 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動等の学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について以下の通りに基準を設ける。
  - 1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。  
(少なくとも平日に1日、土曜日及び日曜日に1日以上とする。)
  - 2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - 3) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。
  - 4) 朝練習は、原則禁止とする。
  - 5) 定期考査中及び定期考査前一週間は、原則活動禁止とする。
- 3 顧問は、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者に説明し、理解を求める。
- 4 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。